

佐藤政権の核政策とアメリカの「核の傘」

「アメリカの核抑止力への依存」政策の公式化・定着とその背景

黒崎 輝

(国際平和研究所特別所員)

はじめに

冷戦時代、アメリカ政府は軍事的な対ソ連・共産主義「封じ込め」の一環として、アメリカに対する攻撃のみならず、同盟国に対する攻撃もアメリカの核兵器によって抑止することを意図した核抑止戦略を維持し、このようないわゆるアメリカの「核の傘」は同国と安全保障条約を結ぶ日本へも広げられた。つまり、アメリカ政府は、「日本が核兵器その他の手段による威嚇や攻撃を受けたときには、アメリカの核兵器を使用してでも日本を防衛する」との意思を日本及び東側陣営側に認めさせることによって、日本の安全を保障しようとしたのである。そして現在、冷戦終結から10年以上が経過しているが、アメリカが日本に核抑止力を提供している状況に変化はない。

他方、今日まで日本政府は、日米安保条約に基づきアメリカの「核の傘」の下で日本の安全を確保しようとしてきた。例えば1996年4月に日米両国政府が発表した「日米安保共同宣言」の中には、「日米安保条約に基づく米国の核抑止力は、引き続き日本の安全保障のよりどころ」との一節が盛り込まれている。⁽¹⁾ つまり、日本は日米安保条約を前提としてアメリカが提供する核抑止力に依存してきたわけだが、1952年の旧安保条約発効、あるいは1960年の安保改定とともに、アメリカの核抑止力への依存という方針が日本政府の公式政策として確立されたわけではない。1968年1月、佐

藤栄作首相は衆議院本会議において、非核3原則(核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず)、核軍縮の推進、アメリカの核抑止力への依存、核エネルギー平和利用の推進という核4政策を表明したが、⁽²⁾「アメリカの核抑止力への依存」が政府の政策であるとの見解を、日本政府首脳が国民の前で言明したのは、これが初めてのことであった。そして、この核4政策の表明を契機として、「アメリカの核抑止力への依存」は日本政府の核・安全保障政策の柱として確立・定着したのである。本稿は、その時期に佐藤首相が「アメリカの核抑止力への依存」政策を表明した背景を明らかにし、同政策が政府の公式政策として定着した経緯を追跡・検証することを通じて、佐藤首相や日本政府の外交当局者がアメリカの核抑止力と日本の安全保障についていかなる認識や考えを持っていたかを実証的に解明することを目的とするものである。

本稿が考察対象とするアメリカの「核の傘」と日本の関わりについて、従来の文献や研究が論及してこなかったわけではない。特に注目される最近の研究動向としては、アメリカ政府関連文書の機密解除に伴い、これまで秘密のベールに包まれていた日本への核持ち込みをめぐる外交や、アメリカの核戦略における日本の役割に関する実証的研究が進展し、⁽³⁾日本を覆ってきたアメリカの「核の傘」の実相が明らかになりつつある。しかしながら、他方でアメリカの「核の傘」に対する

日本の政治指導者や政府の外交当局者の認識及び政策的立場に関する検証作業は、意外にもほとんど進んでいないのが実情である。その原因としてはまず、日本側で利用可能な関連史料の制約がある。しかし、より根本的な原因としては、次のような事情が指摘できよう。それは、核に依存した軍事ドクトリンに基づく安全保障観が支配的であり、東西陣営が相対立していた冷戦時代において、「アメリカの核抑止力への依存」政策を支持・容認する側でも、それに反対する側でも、日本がアメリカの核抑止力に依存することを、日本がアメリカと安全保障条約を結んでいることの当然の帰結とみなす傾向が強かった、ということである。というのも、そのような現実の政治状況を多分に反映して、アメリカが安全保障条約を結んでいる日本に「核の傘」を提供してきたことと、日本が日米安保条約に基づいてアメリカの核抑止力に依存することを選択し、それが政府の公式政策として定着したことを別の問題として捉える視点が、従来の研究では欠落してきたように思えるからである。本稿の狙いは、そのような冷戦思考にとらわれることなく、新たな視点から、日本政府の主体的な政治的選択の結果として「アメリカの核抑止力への依存」政策が確立した経緯を検証することであり、これは、日本国内にいまなお広く見られる認識、すなわち、同政策をアメリカによる核の押しつけや日本の対米追随姿勢の表れと捉える認識を再検討する試みであるとも言えよう。

また、このような問題意識は、冷戦後の日本の核・安全保障論議を深める上でも重要になりつつある。冷戦を背景として1993年に自民党による一党支配体制が崩れるまで続いたいわゆる「55年体制」が過去のものとなった今、日米安保条約の存続を前提として「アメリカの核抑止力への依存」政策を見直そうとする動きが国政レベルで現れ始めているのは、その兆候である。すなわち、2000年4月、民主党は「核の恐怖のない世界を目指し

て」と題する核政策を発表したが、そこでは冷戦後の国際情勢の変化を踏まえ、アメリカとの同盟関係を維持しつつ、「米国が日本を守るために、米軍の保有する核を他国の日本に対する核攻撃に先立って使用することはないこと（核の先制不使用）」について日米間で合意を結ぶことにより、核兵器先制使用の潜在的可能性に依拠したアメリカの核抑止戦略に制限を加え、将来的には日本を含む北東アジア非核兵器地帯の設立を目指すとの方針が示されている。⁽⁴⁾「55年体制」の下では安保・防衛問題が日本政治の基本的対立軸を構成し、⁽⁵⁾日米安保条約の存続をめぐる保革対立の構図にアメリカの「核の傘」をめぐる対立が規定されていたことと比較すると、このような日米安保条約の破棄を条件としない「アメリカの核抑止力への依存」政策の代替案が最大野党から出されていることは、新たな核・安保論議の萌芽として注目されよう。したがって、今後の核・安保論議の出発点として、前述のような視点から、同政策が確立した歴史的背景や経緯を振り返っておくことには少なからぬ今日的意義があろう。これが本稿に込められたもう一つの狙いである。

1 核4政策の国際的背景

1953年に発足したアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権以降、アメリカ政府は核抑止を軍事的な対ソ・共産主義「封じ込め」戦略の柱に据え、西側同盟諸国へ「核の傘」を広げたが、早くも1950年代後半には、アメリカと西側同盟諸国の間に核抑止力の信頼性をめぐって軋轢が生じ始めた。北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization=NATO）とワルシャワ条約機構という東西両陣営の軍事同盟が対峙していた欧州では、ソ連が大陸間弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile=ICBM）によってアメリカ本土を攻撃する能力を獲得しつつあることが明らかになると、「ソ連の核攻撃を受ける危険を冒しても、核

兵器を使って同盟国を守る」とのアメリカの誓約にNATO諸国が疑念を抱くようになり、アメリカ政府は自国の核抑止力に対する同盟諸国の信頼の確保に努めなければならなくなったのである。⁽⁶⁾しかし日米関係においては、1964年11月に佐藤栄作が首相に就任するまでの時期、西欧諸国とアメリカの間にあったような、後者の核抑止力の信頼性をめぐる緊張は見られなかった。その背景には、アメリカが特に日本に対して核抑止力を提供する意思を表明することはなく、両国政府が、アメリカの核抑止力が日米安保体制の下で果たす役割について論議することすらなかったという状況があった。そのうえ、1960年に日米安保条約が改定されるまでの時期に関しても、旧条約においてアメリカが対日防衛義務を負っていないかったという事情もあった。

さらに、日本国内には、そもそもアメリカの核抑止の信頼性が問題になり得ない政治状況があった。すなわち、「世界における唯一の被爆国」としてのナショナル・アイデンティティに根付いた反核感情が広く浸透しており、日米安保条約を通じて日本がアメリカの核戦略の中に組み込まれることに対する強い警戒感があった。そのような国民感情に配慮して、日本政府は1950年代末までに佐藤政権時代に非核3原則として定式化される「核をつくらず、持たず、持ち込ませず」という非核政策を国会答弁の中で明らかにしたが、その後も、とりわけ核持ち込みに対する国内世論の疑念の払拭に苦慮しなければならなかったことは周知の事実である。そして、そのような政治状況において、日本政府は政治的にデリケートな核問題に関して自発的に議論しようとはせず、日米安保条約を安保・防衛政策の基軸に据えつつも、アメリカの核抑止力に対する政策的立場を国民の前にはっきりと示すことはなかったのである。

ところが、1964年11月の佐藤内閣発足後、核の脅威に対する日本の安全保障という観点から、ア

メリカの「核の傘」を含む核問題に関する政策的立場を国内外に明確にするよう、日本政府に迫る国際情勢の展開が見られた。それは、中国の核兵器開発の進展と核不拡散条約交渉の本格化である。すなわち、日本の隣国である中国が核保有国への道を邁進する一方で、核保有国のさらなる増加を防止するための国際条約づくりが進行したことにより、核兵器を持たない日本の安全をいかに確保するかという課題に日本政府は直面し、その問いに対する明確な政策方針を示す必要が生じたのである。以下ではまず、このような状況において佐藤首相や日本政府の外交当局者がいかなる状況認識を持ち、いかにして日本の安全を確保しようと考えていたかを明らかにしていこう。

1964年10月16日、中国は新疆ウイグル自治区のロプノール実験場で初の原爆実験に成功し、⁽⁷⁾核保有国への道を着実に歩んでいることを全世界に知らしめた。それ故、この中国の核実験は日本国内でも様々な反響を呼んだが、政府は日米安保条約の堅持という従来の方針に沿って次のように対応した。すなわち、10月17日、政府は内閣官房長官談話を発表し、「中共の今回の核実験に対して過大な軍事的意義を付して恐怖に陥ることはわが国の平和と安全を害する危険がある。日米安保条約が現存する限りわが国には何の影響も危険もありえない。」との見解を示し、⁽⁸⁾ その後も、日米安保条約によって引き続き日本の安全を確保することが日本にとって最善の策であるとの立場を維持したのだった。そこには、国民に冷静な対応を求めるとともに、日米安保条約に批判的な革新勢力の非武装中立論や、保守陣営の一部に見られた核武装を含む武装中立論の台頭を牽制するという意図も込められていた。

翌月9日に池田勇人に代わって佐藤栄作が首相に就任した後も、この日本政府の立場が変わることはなかった。ただし、中国の核実験が佐藤に与えた衝撃は決して小さくなく、中国の最初の原爆

実験後、佐藤は日本独自の核兵器開発の可能性に対する関心をアメリカ側に示すようになっていた。1965年1月に首相として初めて渡米し、ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 大統領やラスク (Dean Rusk) 国務長官と会談した際には、「中国が核兵器を持つならば、日本も核兵器を持つべきである」との考えを披瀝している。⁽⁹⁾ なお、この佐藤の核保有への関心は、ナショナリズムに裏打ちされた中国に対する対抗心に由来するものであり、核に依存した安全保障という佐藤の安全保障観に根差していたが、独自の核抑止力を構築し、アメリカからの自立を図ろうというゴーズムの発想に基づいたものではなかった。それを傍証するように、佐藤は日本の安全を確保するためにアメリカの核抑止力に依存する必要性を強く認識していた。佐藤は国内の反核感情の強さを認識しており、近い将来に日本が独自の核兵器を持つ見込みがない以上、当面は日本の安全保障の基軸である日米安保条約に基づいてアメリカの「核の傘」に頼る必要がある、と考えていたのである。同月12日に佐藤がジョンソンと単国会談した際には次のような会話が交わされている。佐藤が日本の防衛について質問すると、ジョンソンは、「日本は核兵器を持たず、アメリカは核兵器を持っているのだから、日本が自国の防衛のためにアメリカの核抑止力を必要とすれば、アメリカは誓約を守り、そのような防衛手段を提供するつもりである」と述べ、これが質問の核心をついているかと佐藤に確認した。すると佐藤は「それこそ聞きたかったことである」と応じ、「おおっぴらにそう言うことはできない」と付け加えたのだ。⁽¹⁰⁾

核抑止力の提供を公然と求めることはできないという佐藤の言葉の裏には、次のような国内事情があった。佐藤が首相に就任した3日後、米原子力潜水艦シードラゴンが初めて佐世保に寄港したが、それは国会において激しい論議を呼んだだけでなく、社会党や総評を中心とする革新勢力によ

る抗議集会やデモを全国各地で巻き起こしていたのである。⁽¹¹⁾ このような米原潜寄港反対運動の根底にある国内の反核感情は佐藤にとっても無視し得ない存在であった。1月13日に発表された日米共同声明には、「大統領は米国が外部からのいかなる武力攻撃に対しても日本を防衛するという条約に基づく誓約を遵守する決意であることを再確認した。」との一節が盛り込まれたが、⁽¹²⁾ この文言は、佐藤が置かれている国内状況への配慮から、前述のジョンソンの佐藤に対する核抑止力提供の約束を言い換えたものであったと言える。

一方、中国の核兵器開発は急ピッチで進められた。1966年10月、中国は核弾頭をつんだ中距離誘導ミサイルの着弾実験に成功した。そして、1967年6月には初の水爆実験を成功させるに至った。⁽¹³⁾ このような中国の核兵器開発の進展に、佐藤は不安を感じずにはいらなかったようである。1966年12月6日、東京を訪れたラスクと会談した佐藤は、「日本にとって最も気がかりなのは、……間もなく中共の指導部が自由に使用できる核兵器を手に入れるという事実である。この状況を日本のことわざに喩えれば、『きちがいに刃物』である。」との認識を開陳している。⁽¹⁴⁾ また、当時、佐藤の首席秘書官を務めていた楠田實の目には、佐藤はソ連よりも中国に脅威を感じているように映っていた。⁽¹⁵⁾ ただし、この脅威認識は漠然としたもので、佐藤が中国の核兵器開発に差し迫った軍事的脅威を感じていたわけではないように思われる。

ここで注目すべき点は、このような中国の核兵器開発に対する不安を抱えつつも、先に述べた日米首脳会談後、佐藤が核武装を日本が追求すべき方策とは見なさなくなっていたことである。例えば1967年7月に自民党機関紙の企画で石原慎太郎と対談した佐藤は、「佐藤政権に足りないところがある。核武装論を言えばいい」と述べた石原に対し、「君より私のほうが考えが進んでいる」

と応じたという。⁽¹⁶⁾ これは、首相就任後、持論である核武装論を自らの心の奥に封印し、日米安保条約に基づいてアメリカの核抑止力に依存することが日本の安全保障にとって最善の策であるとの政策的立場にはっきりと軸足を移していった佐藤の姿を想像させる興味深いエピソードである。

それでは何がこのような佐藤の姿勢の変化を引き起こしたのだろうか。その要因の一つとしては、中国の初の原爆実験後、アメリカ政府が核拡散防止に努める姿勢を鮮明にしていたことが指摘できる。前述の日米首脳会談では日本側出席者を前にジョンソンが核拡散に反対の立場を明らかにしていたし、⁽¹⁷⁾ 後に述べる核不拡散条約交渉においてアメリカは主導的役割を演じていた。また、この頃、安保・防衛問題に関する発言の中で佐藤が首相としての政治的責任によく言及していたことを考慮すると、自らの政治的責任の重さを自覚するにつれて、前述したように政治的実現可能性に乏しい核武装という選択肢を放棄し、より現実的な政策に目を向けざるを得なくなっていったことが推測され、これが、もう一つの恐らくより重要な要因となっていたと考えられる。そして、対米関係及び日米安保体制を重視し、核に依存した安全保障を信奉する佐藤にとっては、日米安保条約に基づいてアメリカ側が提供を約束した核抑止力に日本の安全を依存していくことが、「現実的」政策であったと推察できる。

アメリカの核抑止力に関する日本政府の外交当局者の認識や考えを探る上で興味深い手がかりを提供しているのは、弾道ミサイル迎撃ミサイル (Anti-Ballistic Missile=ABM) に関する日米協議でのやり取りである。ABMは、中国のICBM能力の発展に対抗することや、ソ連の攻撃からアメリカのミニットマン・ミサイルを防護することを目的として当時アメリカ政府が配備を検討していた防衛システムであるが、⁽¹⁸⁾ その配備はアメリカの核抑止力の信頼性の維持という問題と複雑に絡み

合っていたからである。すなわち、アメリカ政府はABM配備によってアメリカの核抑止力の信頼性は高まると論じたが、ABM配備は、将来アメリカが中国の核兵器に対して脆弱になる可能性を、本国政府が予想しているかの印象を同盟国に与え、アメリカの核抑止力に対する疑念を生む危険を孕んでいたのである。事実、一連のABMに関する日米協議におけるアメリカ側の重要な関心は、アメリカの核抑止力の信頼性に関する日本側の見方を探ることにあつたが、日本側の反応はアメリカ側を安堵させるものであった。例えば、政府の公式の立場にとらわれずに事務レベルで実質的な協議を行うことを目的として、1967年5月に日米安全保障協議委員会の下に新設された高級事務レベル会議の会合が、同年8月に東京で開かれ、この極秘の会合では日本側の要請にアメリカ側が応じる形でABMや中国の核兵器開発が議題として取り上げられたが、⁽¹⁹⁾ 外務省と防衛庁を代表して出席した牛場信彦外務事務次官と三輪良英防衛事務次官はそれぞれ、長期的にはABM配備がアメリカの核抑止力の信頼性を高めるとの認識をアメリカ側に示している。また、牛場は、アメリカの抑止力の信頼性を維持するためにアメリカ側がとるべき手段について問われた際に、「適当な折に繰り返しなされる確約」と答え、「我々はあなた方の言葉を信じます」と付け加えている。⁽²⁰⁾ このような核問題を含む安全保障に関する突っ込んだ協議が両国政府間で行われるようになったのは、日米安保体制内部の見逃せない変化であったが、アメリカの核抑止力を信頼する日本政府の外交当局者は、アメリカの核戦略を追認し、その核抑止力によって引き続き日本の安全を確保しようとしていたのである。

1967年11月に首相として再びアメリカを訪問した佐藤もまた、中国の核兵器開発への対応として、アメリカの核抑止力によって日本の安全を確保する決意をしっかりと固めていた。同月14日行われ

たマクナマラ (Robert S. McNamara) 国防長官との会談において、中国の核能力の増大に対する日本国民の反応を問われた佐藤は、「自分は、日本の安全確保のため、核を持たないことははっきり決心しているのだから、米国の核の傘の下で安全を確保する」と明言している。⁽²¹⁾ また、16日のジョンソンと会談で佐藤は、「前回の訪米の際に大統領は、私に対して、日本に対するany attackに対しても日本を守ると約束された。その後、中共が核開発を進めるに至ったことにも鑑み、先に大統領に与えられたコミットメントが、わが国に対する核攻撃に対しても同じように適用されることを期待したい」と述べた。⁽²²⁾ 前回の日米首脳会談と比べると、佐藤が日本の核保有をきっぱりと否定し、アメリカの「核の傘」に日本の安全保障を依存する意思を、アメリカ側にはっきりと示しているのが印象的である。

かくて、佐藤首相は日本独自の核兵器開発という選択肢を放棄する決意を固める一方で、日米安保条約に基づいてアメリカの核抑止力に日本の安全を依存する方向へ傾斜していったが、その当時、核の脅威に対する安全保障として日本が追求しようする方策は、核武装や核保有国の「核の傘」への依存に限られていたわけではない。1960年代後半に入って本格化した核不拡散条約交渉は、日本が非核保有国として核の脅威に対する様々な安全保障の方策を模索する機会を提供していたのである。以下では核不拡散条約交渉における非核保有国の安全保障をめぐる論議に焦点を合わせ、日本政府の対応を検討することを通じて、その裏にあった状況認識や安全保障観を浮き彫りにしたい。

中国の初の核実験を受け、さらなる核拡散の危険に対する国際的な関心が高まるなか、1965年8月にアメリカがジュネーブの18カ国軍縮委員会 (Eighteen Nation Disarmament Committee=ENDC) へ、翌月にはソ連が国連総会へ核不拡散条約草案を提出した。これを契機として、核不拡散条約に

関する多国間交渉がENDCと国連を主な舞台として本格化するが、この交渉においては日本の安全保障に関わる重要な問題が論議的になった。米ソ両国の条約草案は非核保有国に核兵器の製造、取得を禁止する一方、核保有国が核兵器を保持し続けることを禁止していないという点で不平等な性格を強く帯びていた。そのために、核保有国は非核保有国が核兵器によって威嚇または攻撃されないようにいかなる保証を与えるのか、という非核保有国の安全保障が条約交渉の大きな争点の一つになったのである。⁽²³⁾ 日本が非核保有国として核不拡散条約に参加した場合、日本の安全をいかに確保するか。これは、日本政府にとっても条約交渉における重要な関心事であった。

条約交渉では非核保有国の安全保障に関して二つの基本的な考え方があった。一つは、核保有国が非核保有国に対して核兵器による威嚇または攻撃を行わないことを約束するという「消極的安全保障」である。この方式を積極的に支持していたのは、核保有国の「核の傘」の保護を受けていない非同盟諸国であった。また、ソ連も消極的安全保障に好意的な態度を明らかにしていた。1966年2月、コスイギン (Alexei Kosygin) 首相は「自国領域内に核兵器を持たない条約締結国である非核兵器国に対する核兵器の使用を禁じる」条項を核不拡散条約に盛り込むことをENDCへ提案している。もう一つは、非核保有国が核兵器による威嚇または攻撃を受けた場合に援助を与えることを約束する「積極的安全保障」である。この方式を支持していたのはアメリカであった。アメリカ政府は核不拡散条約への参加を促すために非同盟諸国の関心に配慮する必要を認識していたが、非核保有国に対して核兵器を使用しないと約束することで、とりわけ通常兵力面で西側が東側に対して劣勢に立たされていると考えられていた欧州において、アメリカの核抑止力の信頼性が低下することを危惧していたのである。このように条約交渉で

中心的役割を演じた米ソ両国は非核保有国の安全保障をめぐる対立していたが、結局、1968年6月16日にアメリカ、イギリス、ソ連が積極的安全保障の提供を誓約する宣言を各々発表し、その3日後に核保有国の宣言を歓迎する決議が国連安全保障理事会で採択されて、この問題は一応の決着をみた。⁽²⁴⁾

その間、非核保有国の安全保障に関する日本政府の立場は、条約交渉の早い段階から一貫していた。それは、集団的または個別に核攻撃または威嚇に対する保障として、非核保有国がその必要と考える防衛取り決めを結ぶことを妨げない、との趣旨の規定が条約に設けられるか、あるいはこの旨が明確に了解される必要がある、というものであった。また、核保有国による非核保有国の安全保障に関する取り決めに関しては、それを望ましいとしながらも、その実現を積極的に核保有国に求めることはしなかった。⁽²⁵⁾ より具体的に言い換えれば、核不拡散条約の下でも、少なくとも日本が核の脅威に対する安全保障として日米安保条約を堅持し、アメリカの「核の傘」に依存することが容認されなければならない、というのが日本政府にとって固守すべき最低限の立場であった。このような日本政府の対応からは、東西冷戦という国際情勢の下で、核保有国による非核保有国の安全保障に関する多国間取り決めよりも、同盟国アメリカの核抑止力提供の誓約により大きな信頼を置き、核による安全保障という安全保障観の虜となった日本政府の姿を看取できよう。

ただし、この日本政府の立場は一つの仮定に基づいたものであった。それは、1960年に締結された日米安保条約の期間が満了し、常に1年の予告期間を置いて廃棄可能となる1970年以降も、同条約が継続されるということである。裏を返せば、1960代後半、このいわゆる「70年安保」問題が日本国内における安保論議の争点の一つとして浮上るなか、日本政府は1970年以降も同条約を継続

させる腹積もりで、核不拡散条約交渉に臨んでいたと言えよう。この点に関して興味深いのは、外務省が「70年安保」をスムーズに乗り切る上で、核不拡散条約の下でも効果的なアメリカの「核の傘」を維持することが必要であると考えていたことである。1966年12月28日、武内龍次駐米大使は核不拡散条約に関する日本政府の要望を伝えるためにフォスター (William C. Foster) 軍備管理軍縮局 (Arms Control and Disarmament Agency=ACDA) 長官と会談し、「70年安保」問題の存在を指摘した上で、核不拡散条約が日米安保条約の継続の障害にならないために、核不拡散条約によって日本への核兵器の配置を含む取り決めを結ぶ可能性が除外されないように極秘に申し入れている。⁽²⁶⁾ 外務省は、同条約で非核保有国への核兵器の持ち込みが禁止されたことを理由に、保守陣営内部に存在する武装中立論者が、日米安保条約の有効性や意義が損なわれたと主張し始めることになれば、日米安保条約継続が不必要に難しくなる、との危惧の念を抱いていたのである。ともあれ、この申し入れは、核兵器を自国領域内に置いていない非核保有国に対する核兵器使用の禁止を盛り込んだ、前述のコスイギン提案のような消極的安全保障よりも、アメリカが提供する核抑止力によって日本の安全を確保したい外務省の姿勢の表れであると言え、日本政府の外交当局者がいかに強く核抑止論にとらわれていたかを如実に物語っている。

本節の最後に、時間的に少し遡ることになるが、佐藤政権が発足してから佐藤が核4政策を表明するまでの時期、日本政府が、アメリカの核抑止力に対する政府の立場について公にはいかなる説明をしていたかについてみておきたい。まず注目されるのは、1966年2月のいわゆる「核の傘」論争を経て、遅まきながら日本政府が、日本はアメリカの「核の傘」に入っているとの状況認識を初めて公式に示したことである。ENDCにおける核不

拡散条約交渉において、前に述べたようにソ連が非核保有国の安全保障に関するコスイギン提案を発表したことを背景として、2月17日の記者会見で下田武三外務事務次官が核不拡散問題に関連して次のように語ったと報道されたことが、その発端であった。それは、「……日本など非核保有国は、まず大国に核軍縮を迫るべきであって、“他国の核のカサの中に入りたい” などといったり、大国にあわれみを乞うて安全保障をはかるなどということを考えるべきではない。現在の日本は米国と安全保障条約を結んではいるが、日本はまだアメリカの核のカサの中に入っていない。」という発言であった。⁽²⁷⁾ 下田が後日アメリカ側に対して行った説明によれば、この発言は、日本は現在アメリカの「核の傘」の下に置かれているが、将来日本はアメリカの「核の傘」のみならず、ソ連と中国の「核の影響力」の下にも置かれることになるだろうし、アメリカが「核の傘」を日本に提供し続ける保証もない以上、核保有国による核軍縮が日本の安全保障にとって重要となる、という下田個人の長期的な見通しに基づいたものであったが、⁽²⁸⁾ 早速、外務省幹部会で反発を呼んだ。同発言が日米安保体制を否定するものと誤解されることを、外務省主流派が懸念したためである。⁽²⁹⁾ また、下田発言は国会でも取り上げられ、政府は野党側からアメリカの「核の傘」に関する立場を追及されることになった。そこで事態の收拾を図るため、2月19日の衆院予算委員会において椎名悦三郎外相が政府統一見解を発表し、「現在の国際情勢の下において、米国の持っている核報復力が全面戦争の発生を抑止する極めて大きい要素をなしているのであるから、日本もこのような一般的な意味における核のカサの下にあることを否定することはできない」との認識を示したのである。⁽³⁰⁾

さらに同年4月16日、外務省は「日米安保条約の問題点について」と題する統一見解を発表し、

「米国の核抑止力」について次のような見解を明らかにした。すなわち、同文書は、「安保条約第5条は、日本が武力攻撃を受けた場合は、日米両国が共通の危険に対処するよう行動することを定めている。ここに言う『武力攻撃』は、核攻撃を含むあらゆる種類の武力攻撃を意味する。このことは、佐藤・ジョンソン共同声明が、米国が外部からの『いかなる武力攻撃』に対しても日本を防衛するという、安保条約に基づく誓約を遵守する決意であると、述べていることによっても確認されている。」と述べ、「安保条約の下において、米国の核戦力が、日本に対する核攻撃を未然に防止するための主たる抑止力をなしている」との状況認識を示した。⁽³¹⁾ これは、それまでの日本政府のどの公式見解よりも具体的かつ率直に、アメリカの核抑止力と日米安保体制の関係を説明したものであった。しかし、この文書もまた、アメリカの核抑止力に日本の安全を依存することを明言するところまでは踏み込んでいなかった。

以上の考察から明らかのように、中国が核兵器開発を進める一方で、核兵器の拡散を防止しようという国際的動きが進展したことは、核の脅威から日本の安全を守るための様々な方策を模索する契機となりえたが、日米安保条約に基づいてアメリカの核抑止力に日本の安全を依存していく必要性を、佐藤首相や日本政府の外交当局者に強く意識させることになったという意味で、「アメリカの核抑止力への依存」を含む核4政策の表明の背景となっていた。佐藤首相は自分に課せられた政治的責任の重さを自覚するにつれ、日本独自の核兵器開発という選択肢を放棄し、対米関係と日米安保体制を重視する立場から、アメリカの核抑止力に日本の安全保障を依存する姿勢を固めていった。また、外務省は「70年安保」をにらみながら、日米安保条約を堅持し、核不拡散条約の下でも同条約に基づいてアメリカの核抑止力に日本の安全を依存する方針を維持しようとしていた。1966年

4月18日の記者会見で下田事務次官は、「現行安保体制では、米国の核戦力が大きな意味を持っており、現実には日本をめぐる“核のカサ”があることは事実だが、安保条約即“核のカサ”と考えるのは間違っており、両者は一体不可分ではない」と述べているが、⁽³²⁾このような認識を佐藤や外務省主流派は共有していなかったのである。

しかるに1967年11月の訪米から佐藤が帰国するまでの時期、日米安保条約に基づいてアメリカの「核の傘」に日本の安全保障を依存する方針は、「日米安保条約により日本の安全を確保する」という政府の公式見解に覆い隠され続けた。「核の傘」論争後、防衛政策やABMをめぐる国会論議の中で、外務大臣や政府委員がアメリカの核抑止力に日本の安全を依存する考えを述べる場面が実はあった。しかし、それが野党の反発を生むことも、マスメディアで取り上げられることもなく、結局、国民に広く知られることにはならなかった。その背景には、逆説的だが、日本政府は日米安保体制を日本の安全保障の拠り所しており、当然アメリカの「核の傘」に日本の安全を依存しようとしているとの認識を持って、政府・与党の安全保障政策に対する批判の論陣を張っていた革新陣営側にとって、そのようなアメリカの核抑止力に関する発言は驚きをもって受けとめるべきものではなく、むしろ自らの主張を裏付けるものにすぎなかったという事情があった。他方、それでも佐藤が「アメリカの核抑止力への依存」を表明しなかった背景には、国内に根強い反核感情への配慮があったと推察できるが、それならば佐藤はいかなる意図のもと、いかなる経緯で核4政策を表明するに至ったのだろうか。この問いに答えることが次の課題である。

2 核4政策の表明

「アメリカの核抑止力への依存」政策との関連で佐藤首相の政治姿勢に重要な変化が現れたのは、

1967年11月の日米首脳会談後のことである。佐藤は核問題を含む日本の安全保障に関する国民的合意の形成を目指し、世論に積極的に働きかけを行うようになったのである。この変化を生む触媒となったのは、日米間に残された最大の戦後処理問題として懸案となっていた沖縄返還問題の進展であった。その日米首脳会談において、当時アメリカの施政権下にあった小笠原諸島と沖縄に関して、小笠原諸島を一年以内に日本へ返還し、沖縄については「両三年内」に返還時期を確定することが決定されたのである。⁽³³⁾この日米合意は、佐藤が日本に持ち帰った訪米の最大の成果であった。

しかし、同時に佐藤は大きな宿題を背負わされてもいた。アメリカ側は沖縄返還の原則に同意したが、ベトナム戦争を戦っていたアメリカにとって極東地域における重要な軍事拠点である沖縄が日本へ返還された後、日本がアジアの安全保障にどのような役割を果たそうとするのか、沖縄基地の機能維持をどう保障するかといった問題に関して日本側の態度の推移を見守っていく姿勢を示していた。より具体的に言えば、日本が自国の防衛により大きな責任を果たすことを期待し、それまでアメリカが享受していた沖縄基地の自由使用権と核兵器の貯蔵権を手放すことには否定的であった。⁽³⁴⁾しかし他方で日本国内には沖縄の早期本土復帰を願う強い国民感情があり、それと根強い反核感情が絡み合っていたために、世論に「核付き」返還を受け入れさせることには困難が予想された。そのため佐藤は、アメリカとの沖縄返還交渉に備えて国内政治環境を整える必要に迫られることになった。

このような沖縄返還問題をめぐる情勢を背景として、佐藤は帰国後、日本の安全がアメリカの核抑止力によって守られている自覚を国民に徹底させ、沖縄基地が日本や極東の安全保障に果たしている役割を損なわない返還方式に向かって、国民世論を誘導しようと試みる。新聞の報道によれば、

11月21日、佐藤は首相官邸で行った記者会見で次のように語り、沖縄返還の実現に強い意欲を示している。

「私は、日本国民が本土防衛についてもっとはっきりした考え方を持つべきだと思う。私も、核はいっさい持たないことをはっきり約束してきた。その考え方を通すべきだ。私は仮想敵国を考えているわけではない。だが、隣の中国、ソ連は核開発をやっている。日本は平和憲法の下で、それはやらない。しかし日本憲法が拘束しているのは、日本国民であって、ソ連でも中国でもない。残念ながら米国の核のカサの下に、わが国の安全を確保しようと私は言っている。

米国も沖縄の軍事的意義の高いことを強調している。沖縄が返還される前に、基地の自由使用だ、核つきだなどという必要はない。三年という長い期間を待たなくても、日本国民が安全の確保に対する確信を持つなら、沖縄はもっと早く戻ってくる。」⁽³⁵⁾

佐藤独特のわかりにくい言い回しであるが、この発言からは、「防衛意識」の高揚と沖縄返還の早期実現を結びつけることにより、返還方式にこだわらない対米交渉姿勢を日本の安全保障という観点から正当化しようとする佐藤の思惑が窺えよう。また、そのために佐藤が、非公式ながら報道陣の前で初めて、アメリカの「核の傘」に日本の安全保障を依存する意向を言明していることを、ここでは指摘しておきたい。

さて、日本の安全保障に関する国民的合意の形成を促そうという佐藤の試みは、12月初頭に開会した第57回臨時国会で本格的に展開される。この点に関してまず注目されるのは、前述の沖縄返還に関する日米首脳会談での合意を受けて、沖縄の「核抜き本土並み」返還を日本政府が目指すかが国会論議の大きな焦点となるなか、佐藤が「核兵

器を保有せず、つくらず、持ち込ませず」という非核3原則の堅持を強調したことである。ただ、佐藤は返還後の小笠原諸島には本土と同様に非核3原則が適用されるとの見解を披瀝したが、沖縄返還方式については、返還後の沖縄の核や基地の使用の問題は返還決定の際に決めるという「白紙論」の立場を示した。⁽³⁶⁾そして、前述の記者会見での発言に見られたように、佐藤は国会答弁の中で、平和憲法の下で非核3原則を守る日本が自国の安全を確保するためには、独自に防衛力を整備すべきであるが、それでは不足であり、日米安保条約によって日本の安全を確保している現状を維持しなければならない、という趣旨の考えを繰り返し説明した。⁽³⁷⁾このような論理展開からは、佐藤が日米安保条約によって日本の安全を確保すると言いつき、具体的にはアメリカの核抑止力が彼の頭にあったことは容易に想像がつく。

さらに12月8日、自民党幹事長の福田赳夫が「自民党の大勢は核アレルギーから脱却せよという方向だ」と発言したことが新聞で報じられた結果、⁽³⁸⁾「核アレルギー脱却」論が国会論議の中でも取り上げられると、佐藤は「核について正しい認識を持てば、核アレルギーもなくなる」との趣旨の答弁を行い、核論議の盛り上がり期待を示した。⁽³⁹⁾その際に佐藤が強調したのは核エネルギー平和利用の推進であったが、その当時、11月2日に日本政府が了承した原子力空母エンタープライズなど米原子力艦艇の日本寄港を野党が厳しく批判していたことや、1964年のシードラゴン寄港以来、米原子力潜水艦の日本寄港がルーティン化されてきた狙いは、「徐々に国民を原子力艦艇にならすことによって、米軍や自民党が“核アレルギー”と呼ぶ国民感情をだんだん解消していくこと」にあるといった憶測が流布していたことを考慮すると、⁽⁴⁰⁾政治的にかなり思い切った発言であったと言えよう。

その頃、エンタープライズ寄港は院外でも激し

い反発を呼んでいた。ベトナム戦争反対運動とあいまって、佐藤が「核アレルギー」と呼ぶ反核感情がエンタープライズ寄港に対する抗議運動という形をとって表出したのである。1964年の第1回寄港以来、米原子力潜水艦の日本寄港が回を重ねるに伴い、それに対する抗議運動は下火になっていたし、⁽⁴¹⁾ ベトナム戦争の間、核兵器搭載可能な空母でも通常の推進機関を持つものなら定期的に佐世保に入港していた。ところが、エンタープライズの日本寄港が近づくにつれ、「その船あまりの巨大さ、原子力による推進機関、ベトナム戦争の中で果たす中心的な役割、そして日本寄港のタイミング」といった諸要素が複合作用した結果、革新勢力、市民団体、学生など広範な人々を巻き込んだ抗議運動が寄港予定地である佐世保を中心として全国で展開されたのだった。⁽⁴²⁾

結局、エンタープライズなど米原子力艦艇は1968年1月19日に佐世保に入港し、4日後に日本を離れたが、この寄港に対する抗議運動の激しさは佐藤にとって予想外のことだった。佐藤はアメリカのベトナム政策への支持を公言しており、また、沖縄を返還させようという外交努力にも資すると考え、この寄港を歓迎した。さらに当時の駐日米大使アレクシス・ジョンソンによれば、佐藤はそれによって日本国民の「核アレルギー」を克服して、返還後の沖縄に核兵器貯蔵の道を開きたいと考えているようであった。しかし、佐藤は後に、国民の「防衛意識」を高めようという彼の計画が、この寄港によって後退してしまったことを認めざるを得なかったという。⁽⁴³⁾

しかしながら、1月末に第58回通常国会が開会すると、佐藤は核問題をタブー視せず、「核アレルギー」からの脱却を目指す姿勢を鮮明にする。核不拡散条約交渉が最終局面に入っていた1月27日、佐藤は施政方針演説の中で「核時代をいかに生きるか」と問いかけ、核拡散の傾向を批判した上で、非核3原則を確認し、核不拡散条約の早期

締結、核軍縮達成へ向けての国際的協力を強調するとともに、核エネルギーの平和利用に努力する必要性を説いている。今日よく知られた事実であるが、この演説は、楠田が佐藤の政策ブレインの一人、若泉敬に相談して起草したものであった。⁽⁴⁴⁾ そこには、国際政治学者として核時代における日本の安全保障を研究していた若泉の考えが色濃く反映されていたが、そのことは、前年に若泉が発表した「核軍縮平和外交の提唱」と題する論文の中に同演説の基本的考えが示されていることから明らかである。⁽⁴⁵⁾ なお、この論文は日本の安全保障の方策について具体的に論及していないが、「日本国民の核アレルギー的体質を改善することこそ現下の急務であろう。当面、我々は、好むと好まざるとに関わらず核兵器と共存しなければならぬ世界に生きていることをはっきり認識して、自国の安全保障と防衛問題に毅然として対処していく理性的態度と勇気をもたなければならない。」と述べた部分は、注目に値する。⁽⁴⁶⁾ 筆者の憶測の域を出ないが、このような若泉の考えは、同じく「核アレルギー」脱却の必要性を感じていた佐藤にも共有されていたのではなからうか。

ともあれ、このような核・安保論議の流れを受け、1月30日に衆議院本会議で各党の代表質問が行われた際に佐藤は核4政策を表明する。自民党を代表して大平正芳が「日本は史上唯一の被爆国だから核アレルギーが強いが、核の知識までアレルギー的であってはならない。核問題をどう考えるか。」という趣旨の質問を行ったのに対し、佐藤は日本政府の核政策として、非核3原則を守る、核兵器の絶滅を念願し、当面は実行可能な核軍縮に力を注ぐ、通常兵器による侵略には自衛力を堅持し、国際的な核の脅威に対するわが国の安全保障は米国の核抑止力に依存する、核エネルギーの平和利用を最重点国策とする、という核政策の四つの柱を示したのである。⁽⁴⁷⁾ なお、この答弁は、前日29日に大平から事前に提出された

質問書に基づき、楠田らによって起草された答弁書に沿ってなされたものであったが、⁽⁴⁸⁾『楠田日記』には、28日に楠田が核・防衛問題に関する考えを若泉から拝聴したとの記述があり、⁽⁴⁹⁾核4政策も前述の施政方針演説と同様に若泉の献策に基づいて同答弁書に盛り込まれたものと推測できる。しかし現時点では、佐藤が沖縄返還交渉に備えて日本の安全保障に関する世論の形成を図るという政治的意図を持った上で、いかなる政治的判断に基づいて、それまで国会答弁や前述の施政方針演説でも言明していなかった「アメリカの核抑止力への依存」政策の表明に踏み切ったかを、史料の裏付けをもって論じることができない。

ただ、この点については少なくとも次のように言うことは可能である。第一に、1967年11月の訪米までに、佐藤はアメリカの核抑止力によって日本の安全を確保する決意を固めており、前に述べた帰国会見での発言から窺えるように、「アメリカの核抑止力への依存」を表明することに対する佐藤の心理的抵抗はかなり小さくなっていった。また、既に見たように1967年末から国内で核・安保論議が活発に展開されるなか、先に述べたような大平の質問は、「アメリカの核抑止力への依存」を政府の核政策として表明する格好の機会を佐藤に提供していたといえる。さらに、佐藤が「核アレルギー」脱却に意欲を示していたことを考慮すれば、核4政策の表明は、沖縄返還交渉の国内態勢づくりや「核アレルギー」の克服という政治目標のために、そのような機会を佐藤が積極的に利用しようとした結果であったと解釈できよう。

このように佐藤は、アメリカの核抑止力に日本の安全保障を頼る姿勢をこれまでになく明確に示したが、その後「アメリカの核抑止力への依存」政策は、非核3原則を国会決議にしようという野党の動きを封殺する政治手段としても利用されることになった。2月1日に衆参両院の本会議が終わり、国会論戦の舞台が予算委員会に移る前、社

会、民主社会、公明の三党が別個に非核決議案を国会に提出した。⁽⁵⁰⁾すると、自民党の国会対策委員会の中からも、国会の円滑な運営を図るためには、これに同調しても良いのではないかと考えるものが出てきた。しかし、これは佐藤にとって困った事態であった。佐藤は核付き返還などを想定して核問題で対米交渉の自由の余地を残すため、沖縄返還後の基地や核について「白紙論」の立場を維持しており、この段階で超党派の非核決議を容認することはできなかったためである。そこで、楠田は若泉に相談したが、これに応じて若泉が考え出したのが、核4政策の利用であった。1月30日の佐藤答弁では核4政策は並立されていただけであったが、若泉案では「非核三原則は他の三つの核政策を伴って初めて維持できるのであって、それだけを単独に主張する政策をとるわけには行かない」というところにポイントが置かれていた。⁽⁵¹⁾かくして2月5日の衆議院予算委員会で福田一議員から「非核三原則を国会決議にしてはどうか」と問われた佐藤は、核政策の四つの柱は切り離せない関係にあると強調し、非核3原則を国会決議とすることに否定的立場を明確にする。⁽⁵²⁾

これに対し社会・公明・共産三党は、2月中旬に共同で「日本の非核武装と核兵器禁止に関する決議案」を共同で提出した。これは非核3原則を確認し、核兵器使用の潜在的可能性に依拠した核抑止戦略に対するアンチテーゼとも言える、核兵器使用禁止に関する国際協定の締結の促進を謳ったものであった。⁽⁵³⁾また、先に述べたように、民社党も三党より一足早く、「非核宣言並びに核兵器持ち込み禁止取り決めに関する決議案」を提出していたが、⁽⁵⁴⁾三党との共同提案に関する協議は公明・共産の反対で不調に終わり、民社党の三党案への参加は実現しなかった。⁽⁵⁵⁾このような野党間に足並みの乱れに加え、自民党が「アメリカの核抑止力への依存」を支持できない野党側の非核決議案を支持しなかったため、⁽⁵⁶⁾結局これらの非

核決議案は不成立に終わった。

ここで指摘すべき重要な点は、非核3原則と「アメリカの核抑止力への依存」の不可分な関係が強調されたことの政策的意味合いである。それは、独自の核抑止力を持つことなしに核の脅威から日本を守るため、日米安保体制の下で日本政府が追求しようとする選択肢から次のような方策が排除されたことである。例えば、その一つとして、アメリカの核抑止力に依存しつつ、NATOの核備蓄制度や、1960年代中葉にNATO加盟国が検討していた多角的核戦力 (Multilateral Force=MLF) のような核運用参与 (nuclear sharing) をアメリカ側に要求するというオプションがあった。これはアメリカの核戦力の運用に同盟国を参画させることを意図するもので、核持ち込みを許さない非核3原則とは相容れないものであった。⁽⁵⁷⁾ また他方では、核不拡散条約交渉で議論されていた消極的安全保障に関する多国間取り決めの実現を、核保有国に積極的に求めるという選択肢もあった。これは非核3原則と両立するが、非核保有国に対する核兵器使用の可能性を排除しない当時のアメリカの核抑止戦略や、そのようなアメリカの核抑止戦略を支持する日本政府の姿勢の変更を必要とする方策であったといえる。裏を返せば、独自の核抑止力を持たず、日米安保体制の下で日本の安全保障を図るという政策方針を前提とするにしても、その当時、アメリカが日本に提供する核抑止力に対して日本政府がとりうる対応は、ただ一つしかないわけではなかったのである。

とはいえ、先に述べた非核保有国の安全保障をめぐる米ソ両国の立場の違いを考慮すると、消極的安全保障に関する多国間取り決めの実現可能性はきわめて低かったし、国内世論の強い支持を得ていた非核3原則を修正してまでアメリカとの核運用参与を目指すことには、大きな政治的リスクが伴っていた。その意味で、現状維持を意味する非核3原則と「アメリカの核抑止力への依存」の

組み合わせは、佐藤や日本政府にとって最も現実的な対応であったと言えよう。しかしながら、それが国内外の政治状況に強いられた不可避の選択であったわけではなかったことを、ここでは強調しておきたい。これまでの考察から明らかなように、佐藤首相が「アメリカの核抑止力への依存」政策を表明するには、沖縄返還問題の進展という要因が必要であったが、中国の核兵器開発が進展する一方、核不拡散条約交渉が行われるという1960年代後半の国際情勢を背景として、核の脅威から日本の安全を守る方策についてそれまで以上に真剣に考えることを強いられた佐藤首相や日本政府の外交当局者は、世論の反核感情の強さを十分に認識した上で、対米関係及び日米安保体制を重視し、核に依存した安全保障という考えを信奉していたが故に、日米安保条約の固定期限が満了する1970年以降も同条約を堅持し、非核保有国としてアメリカが提供する核抑止力に引き続き依存することが日本にとって最善の策であるとの政策的立場を固めていたのである。したがって、核4政策の表明によって確認された、非核3原則を守りつつ、核の脅威に対してはアメリカの核抑止力に依存する、という日本政府の政策は、国内外の政治状況の制約を受けつつ、核をめぐる国際情勢が流動化するなかでなされた、現状を変更しないという日本政府の主体的な政治的選択の結果であったと言えよう。今日まで日本国内では、「アメリカの核抑止力への依存」政策をアメリカによる核の押し付けや日本政府の対米追随姿勢の表れと捉える傾向が見られるが、そのような見方は、その背後にあった日本政府の安全保障観や意思決定の重要性を軽視した理解であると言わざるをえない。

3 「アメリカの核抑止力への依存」政策の定着
さて、これまではアメリカの核抑止力に関する佐藤首相や外交当局者の認識や政策的立場に焦点を当てて、核4政策が表明されるまでの経緯を跡

付けてきたが、本節では、核4政策の表明を契機として、「アメリカの核抑止力への依存」が日本政府の公式政策として定着していった経緯を辿りながら、その背景にあった日本国内の政治状況について検討してみたい。

核4政策の表明の影響はまず、自民党の核政策に表れた。そもそも1967年11月の訪米から佐藤が帰国するまでの時期、自民党内では核政策について本格的に議論することを避ける空気が強く、同党は確固たる核政策を持っていなかった。例えば同年8月28日に党の安全保障調査会が決定した「日米安保体制堅持の必要性 日本のお安定と繁栄のために」と題する中間報告は、日米安保条約によって日本の安全が守られており、核兵器を含むアメリカの軍事力に依存せざるをえないとの考えを示しているが、核問題に関しては突っ込んだ議論をしていない。⁽⁵⁸⁾ 核政策に関して自民党内には核武装論者まで含む様々な立場があったことや、国内世論の反核感情の強さを考慮すれば、自民党にとって、核問題に関して無理に党としての明確な立場を示すことは党内的にも、世論との関係でも政治的に懸命ではなかった。ところが、アメリカから帰国した佐藤が沖縄返還問題との関連で自主防衛の重要性を強調するようになると状況は一変する。自民党内では「核問題を抜きにしては防衛問題を論じられない」という空気が強くなり、1968年初頭には安全保障調査会が核政策の検討に入った。⁽⁵⁹⁾ そして、3月15日、自民党は外交調査会・安全保障調査会・沖縄問題特別委員会合同会議で、「核政策について」と題する自民党の核政策の基本方針を最終的に決定するに至ったが、その基本方針として核4政策が取り入れられたのであった。このようにして、佐藤の独断専行で表明された核4政策を追認する形で自民党の核政策が確立された。

自民党の核政策の中身に関して特筆すべき点は、「非核3原則と他の政策は不可分」という佐藤の

説明からさらに踏み込んで、「アメリカの核抑止力への依存」は非核3原則を維持するための前提であるとの考えを明確に示したことである。すなわち、「核政策について」では核に関する党の基本的態度として、「わが国の安全保障については、引き続き日米安全保障条約を堅持し、その体制の下に、核兵器の脅威に対しては米国の核抑止力による」と述べた上で、「右によりわが国の安全が確保されている前提で、核兵器は製造せず、保有せず、持ち込みは認めないとの政策を支持する」との立場が表明されている。これは、非核3原則よりも「アメリカの核抑止力への依存」を重視する自民党の姿勢の表れであったと言えるが、⁽⁶⁰⁾ その根底には、日米安保体制を日本の安全保障の基軸とする同党の方針があった。事実、同文書では日米安保体制の重要性が強調されており、そこには日米安保条約延長という「70年安保」問題に関する自民党の基本方針が反映されていた。

他方、野党は自民党のようなまとまった核政策を発表しなかったが、「70年安保」問題に関する党の基本方針との関連で「アメリカの核抑止力への依存」の代替案を提示していた。まず、最大野党である社会党は、日米安保条約の即時解消を唱え、「アジア・太平洋非核地帯の設置」を提案していた。アメリカの「核の傘」から日本を離脱させることが、その狙いであった。⁽⁶¹⁾ このような日米安保条約に関する社会党の立場に最も近かったのは共産党であり、同党は「アジア・太平洋非核武装地帯の設置」に加え、「核保有国による核兵器使用禁止協定の締結」を求める方針を明らかにしていた。⁽⁶²⁾ 同じく公明党も日米安保条約の存続に反対していたが、同党は「段階的」解消を提唱し、社会党や共産党よりは右よりの立場をとっていた。しかし、同党もまた、アメリカの「核の傘」への依存には否定的であった。⁽⁶³⁾ 以上の三党とは異なり、日米安保条約を肯定的に評価する民社党は、日米安保体制における日本の自主性を高めよ

うという同党の安保政策の基本方針に沿って、非核保有国に対する「核保有国の共同核保障制度の設立」を提案していた。これは、アメリカの核抑止力へ依存する必要性を認めつつも、日米安保体制の下でアメリカの「核の傘」が果たす役割の重要性を低減させることを意図した方策であったと言える。⁽⁶⁴⁾

しかしながら、「70年安保」問題をめぐる国会論戦では、「アメリカの核抑止力への依存」政策の前提となっている日米安保条約の存続の是非をめぐって与野党の間で妥協の余地ない対立が続き、結局、同政策に関する実質的な論議が行われないうまま、1970年6月22日に日米安保条約は固定期限を終了し、政府・自民党の方針に沿って同条約は自動延長された。そして、その後も「55年体制」の下で日米安保条約をめぐる保革対立が続く限り、その対立に規定されるようにして「アメリカの核抑止力への依存」に関する保革陣営の政策的立場の違いが解消されることはなかった。

一方、核4政策の表明以前から非核3原則には超党派の支持があり、1969年4月11日に佐藤が衆議院予算委員会で政府の対米交渉の基礎を「核抜き・本土並み」におく考えを示唆し、同年11月に行われた佐藤とニクソン (Richard M. Nixon) 大統領の首脳会談において沖縄の1972年「核抜き・本土並み」返還が合意されたことを受け、⁽⁶⁵⁾ それまで政府・自民党が拒否し続けてきた非核決議が成立した。1971年6月17日に沖縄返還協定が調印され、同協定の批准が国会で承認された同年11月24日、「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議案」が全会一致で採択されたのである。⁽⁶⁶⁾ そして、この決議がなされた後、非核3原則は「国是」と呼ばれるようになる。

さらに日本の核不拡散条約への参加によって、非核3原則のうち「つくらない、持たない」政策は日本の国際公約となった。1968年6月19日に国連総会で条約草案の批准を推奨する決議が採択さ

れ、7月1日に同条約が署名のために開放された。この条約は、非核保有国の安全保障に関して、非核保有国が核保有国と集団的安全保障条約を締結することを禁止するものではなかったが、⁽⁶⁷⁾ その他の理由で日本国内には同条約の署名・批准に慎重な意見が少なくなく、日本政府が同条約に署名したのは、それが1970年3月に発効する直前の2月3日のことであった。そして、その後も日本国内の条約批准手続きは難航したが、1976年6月8日に日本は同条約の批准手続きを終えたのである。

その間、「アメリカの核抑止力への依存」は日本政府の防衛政策に組み込まれていった。1972年10月9日に閣議が「第4次防衛整備計画の大綱」と共に決定した「第4次防衛力整備5カ年計画の策定に際しての情勢判断及び防衛の構想」と題する文書において、防衛政策に関する政府の公式文書として初めて、「核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する」との方針が明記されることになったのである。⁽⁶⁸⁾ 1967年7月に国会答弁の中で防衛庁高官が述べたところによれば、実は、その方針はすでに1966年11月に佐藤内閣が決定した「第3次防衛力整備計画の大綱」(1967年～1971年度対象)の前提となる防衛構想に含まれていたのだが、佐藤の核4政策の表明を受けて、「アメリカの核抑止力への依存」政策は政府の防衛計画文書の中にも盛り込まれることになったと推測できよう。⁽⁶⁹⁾ そして、4次防を受けて1976年10月29日に閣議が決定した「防衛計画の大綱」にも、同じ方針が盛り込まれ、⁽⁷⁰⁾ 1995年11月に閣議決定された新「防衛計画の大綱」でも、その方針は踏襲されている。⁽⁷¹⁾

また、核4政策の表明後、日米安保体制の下でアメリカの核抑止力が日本の防衛に果たす役割に関する日米合意が公に表明されるようになった。例えば、1975年8月に行われた三木武夫首相とフォード (Gerald Ford) 大統領の日米首脳会談に関する共同新聞発表には、「両者は、米国の核抑止力

は、日本の安全に対し貴重な寄与を行うものであることを認識した。これに関して、大統領は、総理大臣に対し、核兵器力であれ通常兵力であれ、日本への武力攻撃があった場合、米国は日本を防衛するという安保条約に基づく誓約を引き続き守る旨確言した。」との一節が盛り込まれている。⁽⁷²⁾そして、1978年11月27日に日米安保条約の下で日米両国が負う防衛分担を具体的に規定した初の「日米防衛協力のための指針」が閣議決定されたが、そこでは日米防衛協力におけるアメリカの核抑止力の役割について、「米国は、核抑止力を保持するとともに、即応態勢を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。」との表現が盛り込まれた。⁽⁷³⁾同様の規定は、1997年9月23日に日米両国政府が締結した日米防衛協力の指針、いわゆる新ガイドラインにも設けられている。⁽⁷⁴⁾

こうして核4政策の表明を契機として、「アメリカの核抑止力への依存」政策は日本政府の公式政策として定着することになった。しかし、誤解を避けるために言えば、そのことは、「アメリカの核抑止力への依存」政策が広く国民の支持を得ていたことを意味してはいなかった。また、国政レベルを見ても、「55年体制」の下で「アメリカの核抑止力への依存」政策を積極的に支持していたのは自民党だけであり、革新陣営の側には「アメリカの核抑止力への依存」政策に対する強い反発が見られた。これは、非核3原則に超党派の支持が見られたのとは対照的であった。そのような政治状況において、「アメリカの核抑止力への依存」政策が公式化されたことの政治的意義は、それまで政府の公式見解では曖昧にされてきたアメリカの核抑止力に対する政府の立場について、国民が評価、判断するための明確な基準を提供し、安保・防衛政策とも絡めながら、同政策について国政レベルで論議を深めていく方向への重要な第一歩となったことにあると言えよう。

しかしながら、「55年体制」の下、「アメリカの

核抑止力への依存」政策は国政の場における核・安保論議の重要な争点となることなく、維持されることになった。その背景にあったのは、安保・防衛政策をめぐる次のような保革対立の構図である。すなわち、「55年体制」の下では「アメリカの核抑止力への依存」政策の前提となる日米安保条約の存続の是非が安保・防衛論議の「入り口」となり、それをめぐって「出口」のない論議が続いたのである。既に述べたように、日米安保条約の存続を前提としても、日本が非核保有国としてアメリカの核抑止力に対してとりうる対応は、「アメリカの核抑止力への依存」という選択肢しかなかったわけではない。にもかかわらず、当時の政治状況において、日米安保体制の堅持と「アメリカの核抑止力への依存」を別の問題として捉える政策的立場は、国政レベルでは野党の一部に限定され、「55年体制」を特徴づけた日米安保条約存続の是非をめぐる保革対立の構図は、「アメリカの核抑止力への依存」政策をその前提から問い直すための国内政治環境を温存した反面、結果的には、国政レベルにおいて「アメリカの核抑止力への依存」政策を争点化し、安保・防衛政策ともからめながら、その代替策に関する論議を深めていくことを阻害する要因となったのだった。

結びに代えて

以上、本稿では、日本政府の「アメリカの核抑止力への依存」政策が、日本政府の主体的な政治的選択の結果として確立した経緯を明らかにすることを通じて、日本における今後の核・安保論議の出発点となるべき重要な事実を浮き彫りにしてきたと思う。それは、核抑止力提供の最終的な意思決定はアメリカ側に委ねられているものの、アメリカが提供する核抑止力に対していかなる政策的立場をとるかの選択は、あくまでも日本側にあるという、あまりにも当然であるが、従来は見逃されがちであった事実である。以下では、このよう

な考察を踏まえ、冷戦終結と「55年体制」の崩壊により、「アメリカの核抑止力への依存」政策を取り巻く国際・国内政治環境が変化しつつあることを指摘し、それが今後の日本の核・安保論議に持つ意味合いについて論じ、本稿を結ぶことにしたい。

まず、国際政治環境の変化について言えば、冷戦の終結によって全世界を巻き込んだ全面核戦争の脅威が国際政治の後景に退いたことを背景として、冷戦末期に米ソ両核大国によって始められた戦略核軍縮プロセスをさらに推し進め、核廃絶を実現可能な目標として追求する国際的な潮流が生まれつつある。例えば、1996年7月、国際司法裁判所は、核保有国は核軍縮交渉をどこまでも誠実に進めることによって「明確な結果」を得る義務を負う、との勧告的意見を示した。⁽⁷⁵⁾ また、2000年に開催された核不拡散条約再検討会議において、同条約の「核兵器国」アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国は、「保有核兵器の完全廃絶を実現する」という「明確な約束」に合意している。⁽⁷⁶⁾ このような核兵器廃絶に向けた一連の国際的動きは、核による安全保障という冷戦思考の転換を核保有国のみならず、非核保有国としてアメリカの「核の傘」に依存してきた日本にも求めるものである。

これに対し、日本政府は、冷戦終結後も日米安保条約に基づきアメリカの核抑止力に日本の安全を依存する方針を変えていないが、そうした冷戦後の核廃絶をめぐる動きが日本の防衛政策に少なからぬ影響を及ぼしていることは注目に値する。すなわち、自民党、社会党、新党さきがけの3党連立政権の下で進められた1995年の新「防衛計画の大綱」の策定過程においては、東西冷戦の終焉という国際情勢の変化を踏まえ、社会党とさきがけの要求により、1976年の「防衛計画の大綱」になかった核廃絶について記述することが検討された。その結果、核廃絶を一挙に進めることが非常

に困難であることを考慮した上で、「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。」という一節が盛り込まれたのである。⁽⁷⁷⁾ これは、自民党一党支配の終焉と連立政権時代への突入という国内政治環境の変化の産物であったと言える。

しかし、日本の国内政治環境の変化としてより重要なのは、冷戦の終結と軌を一にして「55年体制」が崩壊し、日米安保条約が主要な政治対立軸ではなくなったことである。これは、それまで安保・防衛論議の「入り口」となってきた日米安保条約と切り離して、「アメリカの核抑止力への依存」政策について議論する余地が生まれたことを示唆しているからである。事実、近年国政レベルでは、日米同盟の存続を前提として同政策を見直そうという注目すべき動きがみられる。本稿の冒頭で述べたように、民主党は、核先制不使用合意を日米間で結ぶことにより、アメリカの「核の傘」の機能に制限を加え、将来的には日本を含む北東アジア非核兵器地帯の設立を目指す、という方針を盛り込んだ核政策を発表している。この民主党の核政策は、アメリカの「核の傘」を完全に排除くものではないにせよ、アメリカの核抑止戦略に盲従してきた従来の日本政府の姿勢を改めることを意図したものであり、国際政治における核兵器の役割を縮小し、抑止の論理を乗り越えようとする冷戦後の国際的潮流に沿った第一歩であると評価できる。また、この国際的潮流に関連した最近の国政レベルの動きとしては、2002年7月に国際的な「核軍縮議員ネットワーク」の日本支部として、超党派の議員で構成される「核軍縮議員ネットワーク・日本」が発足したことが注目される。⁽⁷⁸⁾

このような考察を踏まえると、冷戦終結と「55年体制」の崩壊を受けて、少なくとも、国政の場

で「アメリカの核抑止力への依存」政策に関する本格的な政策論議を行うための日本国内の政治環境は醸成されつつあると言えよう。冷戦終結から10年余りが経過した今日まで、そのような政策論議は行われてこなかった。しかし、本稿でも強調したように、アメリカの核抑止力に対して日本がいかなる態度をとるかは、日本側の政治的意思の問題であり、核兵器が冷戦後の世界で果たす役割や、核兵器に依存した冷戦時代の安全保障観が問い直されている今日、そのような政策論議はこれまで以上に必要とされているように思われる。したがって、「アメリカの核抑止力への依存」政策に関する政策論議が近い将来行われそうな兆候は見られないとはいえ、その萌芽が現れつつあることは看過されてはならないだろう。

註

- (1) 「日米安全保障共同宣言」(1996年4月17日)、細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集 1945 - 97』東京大学出版会、1999年、1346頁。
- (2) 『官報』(号外)、1968年1月30日、第58回国会衆議院会議録、第3号、1968年1月30日、11頁。
- (3) 冷戦期のアメリカの核戦略における日本の位置付けについては、島川雅史『アメリカの戦争と日米安保体制：在日米軍と日本の役割』社会評論社、2001年を参照のこと。また安保改定・沖縄返還交渉時の核持ち込み密約に論及した実証研究としては、例えば、坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年、我部政明『沖縄返還とは何だったのか 日米戦後交渉史の中で』NHKブックス、2000年、がある。
- (4) 民主党「核の恐怖のない世界を目指して」、2000年4月18日、http://www.dpj.or.jp/seisaku/gaiko/BOX_GK0011.html。
- (5) 大嶽秀夫『日本政治の対立軸：93年以降の政界

- 再編のなかで』中央公論社、1999年、第1章。
- (6) 梅本哲也『核兵器と国際政治 1945 - 1995』日本国際問題研究所、1996年、58-59、68-69頁。
 - (7) John Wilson Lewis and Xue Litai, *China Builds the Bomb*. Stanford, CA: Stanford University Press, 1988.
 - (8) 『朝日新聞』、1964年10月17日。
 - (9) 拙稿「中国の核実験とアメリカの対日政策への影響」、『年報・日本現代史』現代史料出版、第7号、2001年、259-262頁。
 - (10) Memorandum of Conversation, Sato and Johnson, "Current US-Japan and World Problems," January 12, 1965, National Security File [NSF], Country File [CO], Japan, 1/11-14/65 Sato's Visit Memo & Cables, Box 253, Lyndon B. Johnson Library [LBJL].
 - (11) 防衛年鑑刊行会編『防衛年鑑』(1965年度版)防衛年鑑刊行会、1965年、129-131頁。
 - (12) 「日米共同声明」(1965年1月13日)、『日米関係資料集』、624頁。
 - (13) Lewis and Litai, *China Builds the Bomb*, pp. 190-218.
 - (14) 「ラスク訪日の際の国務省報告」(1966年12月6日)、『日米関係資料集』、727頁。
 - (15) 「楠田實インタビュー (1995年11月16日)」, U.S.-Japan Project: Diplomatic, Security, and Economic Relations Since 1960, Oral History Project, National Security Archive, <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/japan/kusuda.pdf>, p.13.
 - (16) 『自由民主』、1967年7月25日号。「佐藤栄作首相・元秘書官の日記発表 2 楠田實氏インタビュー」、<http://mytown.asahi.com/Okinawa/news01.asp?c=58kiji=97>。なお、筆者は、以下の文献から、このインタビューで楠田が語っている佐藤・石原対談が前記の『自由民主』に掲載されたものであると特定した。伊藤隆監修『佐藤栄作日記』朝日新聞社、1998年、第3巻、105頁、楠田實『楠田實日記』中央公論新社、2001年、56頁。
 - (17) Memorandum of Record, June 13, 1965, NSF, CO,

- Japan, 1/11-14/65 Sato's Visit Memo & Cables, Box 235, LBJL.
- (18) モートン・H・ハルペリン『アメリカ外交と官僚政策形成をめぐる抗争』(山岡清二訳)、サイマル出版会、1978年、295-310頁。
- (19) Memo, William Bundy to Walt Rostow and Kohler, January 11, 1967, Deptel 118734, DOS to Tokyo, January 13, 1967, A-315, Tokyo to DOS, "August 22-23 Meeting of SCC Sub-Committee," September 8, 1967, DEF 1 Japan-US 1/1/67, Box 1561, Subject-Numeric-Central Files [CF], National Archives at College Park [NA].
- (20) A-315, Tokyo to DOS, "August 22-23 Meeting of SCC Sub-Committee," September 8, 1967, DEF 1 Japan-US 1/1/67, Box 1561, CF, NA. なお、この会合にはアメリカ側からは、アレクシス・ジョンソン (U. Alexis Johnson) 駐日米大使、スナイダー (Richard L. Sneider) 国務省極東局日本課長、ハルペリン (Morton H. Halperin) 国際安全保障問題担当国務次官補代理、マッキー (Seth McKee) 在日米軍司令官が、日本側からは、牛場信彦外務事務次官、三輪良雄防衛事務次官、天野良英統合幕僚会議議長が主な出席者として参加している。
- (21) 『楠田日記』、759頁。
- (22) 同上、766-767頁。
- (23) 核不拡散条約交渉の歴史については、拙稿「アメリカ外交と核不拡散条約の成立」(1)、『法学』、65巻5号、2001年12月、36-97頁、(2)、『法学』、65巻6号、2002年2月、38-88頁。
- (24) 同上(2)、72-77頁。
- (25) 外務省『わが外交の近況』(1966年度版)、第10号、1966年、66-68頁。
- (26) Deptel 110302, DOS to Tokyo, December 29, 1966, NSF, Subject File, Non-Proliferation Treaty 7/22/66 Vol. 1, 1 of 2, Box 26, LBJL.
- (27) 『朝日新聞』、1966年2月18日。
- (28) Embtel 2958, Tokyo to SecState, February 24, 1966, NSF, CO, Japan Vol. Cables 7/65-9/66, 1of 2, Box 251, LBJL. なお、下田発言とアメリカ政府の反応については、藤島宇内「日米グローバル安保のゆくえ」『軍縮問題資料』、1995年4月号・5月号が詳しい。ただ、下田発言を、核兵器を絶対悪と見る核廃絶外交と捉える藤島の評価には疑問がないわけではない。例えば、1967年12月1日、駐日米大使に就任した下田は、ワシントンの日米協会の夕食会で演説し、「……現段階での日本の国民的合意は、核抑止力は開発せずに米国と協力して核拡散防止条約の実現に努力するということである。しかし、未来は常に不確定であり、特に中国の将来を正確に予測することは不可能である。私は日本が核保有国になるかどうかの最終的選択は、日本の将来の世代にまかせるべきだと考える。」と述べている。核兵器に対する下田の認識に変化があったと考えれば、藤島のように下田発言を評価することは可能であるが、そうでなければ、藤島の評価には問題があると言わざるを得ない。事実、二つの下田発言に一貫性があったと説明することは不可能ではない。例えば、筆者の憶測の域を出ないが、核保有国に核軍縮を迫るべきであるという発言と、核保有の選択肢を残したいという発言に通底しているのは、同盟国とはいえ、他国の核兵器に頼っては、自国の安全を確保できる保証はないという冷徹な認識であり、二つの下田発言は、そのような極めて現実主義的な安全保障観の表れであったと推察できるのである。『朝日新聞』(夕刊)、1967年12月2日。
- (29) 大代達郎「核安保論争と佐藤外交の低迷」、『世界』、1966年4月号、134頁。
- (30) 第51回国会衆議院外務委員会会議録、第2号、1966年2月18日、2-3頁、第51回国会衆議院予算委員会会議録、第17号、1966年2月18日、18-19頁、第18号、1966年2月19日、8-9頁。

- (31) 外務省見解「日米安保条約の問題点について」(1966年4月16日)、『日米関係資料集』、718頁。
- (32) 『朝日新聞』、1966年4月19日。
- (33) 「佐藤栄作総理大臣とリンドン・B・ジョンソン大統領との間の共同コミュニケ」(1967年11月15日)、同前、749-750頁。
- (34) Michael Schaller, *Altered States: The United States and Japan Since the Occupation*. New York: Oxford University Press, 1997, pp. 203-205.
- (35) 『朝日新聞』(夕刊)、1967年11月21日。
- (36) 第57回国会衆議院予算委員会会議録、第2号、1967年12月11日、18頁。
- (37) 同上、第2号、8頁、第4号、1967年12月19日、6-7頁、第57回国会参議院沖縄問題等に関する特別委員会会議録、第3号、1967年12月22日、6頁。
- (38) 『朝日新聞』、1967年12月18日、1968年1月4日。
- (39) 第57回国会参議院沖縄問題等に関する特別委員会会議録、第3号、1967年12月22日、6頁。
- (40) 『朝日新聞』、1967年11月2日。
- (41) 『防衛年鑑』(1967年度版)、124頁。
- (42) トーマス・R・H・ヘイブズ『海の向こうの火事：ベトナム戦争と日本 1965 - 1975』(吉川勇一訳) 筑摩書房、1990年、192頁。
- (43) U・アレクシス・ジョンソン『ジョンソン大使の日本回想：2・26事件から沖縄返還・ニクソン・ショックまで』(増田弘訳) 草思社、1989年、192、197頁、ヘイブズ『海の向こうの火事』、192-193頁。
- (44) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春秋、1994年、21頁。
- (45) 若泉敬「核軍縮平和と外交の提唱」、『中央公論』、1967年3月号、68-101頁。
- (46) 同上、97頁。
- (47) 第58回国会衆議院会議録、第3号、1968年1月30日、11頁。
- (48) 『楠田日記』、160-161頁。
- (49) 同上、160頁。
- (50) 『朝日新聞』(夕刊)、1968年2月1日。
- (51) 『楠田日記』、890頁、若泉『他策ナカリシヲ』、140-141頁。
- (52) 第58回国会衆議院予算委員会会議録、第1号(その1)、1968年2月5日、13頁。『楠田日記』、163頁。
- (53) 『朝日新聞』(夕刊)、1968年2月8日、1968年2月12日。
- (54) 同上、1968年2月1日。
- (55) 『朝日新聞』、1968年2月9日。
- (56) 同上、1968年2月10日。
- (57) 中国が初の原爆実験を成功させた後、アメリカ政府内部では、日本を含むアジア諸国への核拡散防止策として、極東核備蓄制度やアジアMLFを設立する可能性が提議されたこともあった。拙稿「中国の核実験とアメリカの対日政策への影響」、257-258頁。
- (58) 自由民主党安全保障に関する調査会「日米安保体制堅持の必要 日本の安定と繁栄のために」、末川博・家永三郎監修/吉原一郎・久保綾三編『日本現代資料 日米安保条約体制史3 1961 - 1968年 日米新安保体制の展開』三省堂、1970年、612-617頁。
- (59) 『朝日新聞』、1967年12月18日、1968年1月4日。
- (60) 「核政策について」(1968年3月15日)、『自由民主党党史 資料編』自由民主党、1987年、614頁。
- (61) 日本社会党「日本の平和と安全のために 積極的中立と平和五原則に基づく平和共存を目指して」(1965年8月3日)、『日米安保体制史3』、618-622頁。
- (62) 日本共産党「日米軍事同盟の打破、沖縄の祖国復帰の実現 独立・平和・中立の日本を目指して」(1968年1月8日)、『日米安保体制史3』、631-644頁。
- (63) 公明党「日米安保体制の段階的解消の方途」

- (1968年4月11日)、『日米安保体制史 3』、627-630頁。
- (64) 民主社会党「安全保障と防衛に関するわが党の基本方針」(1967年10月27日)、『日米安保体制史 3』、623-626頁。
- (65) 「日米共同声明」(1969年11月21日)、『日米関係資料集』、787-788頁。
- (66) 田中明彦『安全保障』読売新聞社、1997年、224-225頁。
- (67) 「核不拡散条約(核兵器の不拡散に関する条約)」、藤田久一・浅田正彦編『軍縮条約・資料集[第2版]』有信堂、1997年、98-100頁。
- (68) 自由民主党『政策月報』、1972年11月号、126頁。
- (69) 第55回国会衆議院内閣委員会会議録、29号、1967年7月6日、14頁。
- (70) 『朝日新聞』(夕刊)、1976年10月29日。
- (71) 『防衛年鑑』(1996年度版)、27、418頁。
- (72) 「日米共同新聞発表」(1975年8月6日)、『日米関係資料集』、899頁。
- (73) 「日米防衛協力のための指針」、『軍縮条約・資料集』、388頁。
- (74) 「日米防衛協力のための指針」、『日米関係資料集』、1371頁。
- (75) 「国際司法裁判所の勧告的意見(核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見)」、『軍縮条約・資料集』、199-202頁。
- (76) 2000 Review Conference of the Parties of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons Final Document, New York 2000, NPT/CONF. 2000/28 (Part I and II), p. 14, <http://www.un.org/Depts/dda/WMD/2000FD.pdf>.
- (77) 『防衛年鑑』(1996年度版)、27頁。秋山昌廣『日米の戦略対話が始まった 安保再定義の舞台裏』亜紀書房、2002年、75-76、116-117頁。
- (78) 『朝日新聞』、2002年7月18日。

[付記] 本稿を完成させる過程で、筆者は明治学院大学国際平和研究所主催の研究会及び日本国際政治学会2002年度研究大会分科会(責任者:波多野澄雄教授)で研究報告を行う機会を得ることができ、その際に有益なコメントや助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。